



労働トラブル 110番

労働に関するお悩みに、 司法書士がお答えします。

※法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における訴額140万円以下の訴訟、民事調停、また民事に関する紛争で目的の価額が140万円以下の仲裁事件、裁判外の和解などの代理人となることができます。

突然、会社から
解雇を言い渡されて
しまったのですが…。

パートで働いていますが、
一方的に勤務時間を
減らされてしまいました…。

1年ごとの契約社員です。
何度も更新してきましたが、
突然、会社から次の更新を
拒否されてしまいました。

職場の上司から
嫌がらせをされて
困っています…。

時間外の労働に対して、
会社から残業代が
支払われていません。



司法書士は「身近なくらしの法律家」です。お気軽にお電話ください。

平成**24**年**11**月**14**日(水)・**21**日(水)17:00~20:00

無料
相談



0120-110-106

秘密
厳守

長野県司法書士会